

予算第2号

令和8年度

阪神水道企業団水道事業会計予算

目 次

(予 算)

令和8年度阪神水道企業団水道事業会計予算	1
----------------------	---

(予算に関する説明書)

1. 令和8年度阪神水道企業団水道事業会計予算実施計画	7
2. 令和8年度阪神水道企業団水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	11
3. 給与費明細書	13
4. 債務負担行為に関する調書	17
5. 令和8年度阪神水道企業団水道事業予定貸借対照表	18
6. 注記（令和8年度）	21
7. 令和7年度阪神水道企業団水道事業予定損益計算書	24
8. 令和7年度阪神水道企業団水道事業予定貸借対照表	25
9. 注記（令和7年度）	28

予算第2号

令和8年度

阪神水道企業団水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度阪神水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(給水市名)	(1日平均給水量)	(分賦基本水量)	(給水量)
神戸市	439,945 m ³	160,579,925 m ³	157,430,090 m ³
尼崎市	160,245 m ³	58,489,425 m ³	43,404,142 m ³
西宮市	129,909 m ³	47,416,785 m ³	45,261,825 m ³
芦屋市	28,423 m ³	10,374,395 m ³	9,197,410 m ³
宝塚市	21,000 m ³	7,665,000 m ³	7,665,000 m ³
明石市	10,080 m ³	3,679,200 m ³	3,679,200 m ³
計	789,602 m ³	288,204,730 m ³	266,637,667 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	22,070,085 千円
第1項 営 業 収 益	20,377,652 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,692,432 千円
第3項 特 別 利 益	1 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	19,312,635 千円
第1項 営 業 費 用	18,605,698 千円
第2項 営 業 外 費 用	701,932 千円
第3項 特 別 損 失	5 千円
第4項 予 備 費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 14,878,403 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,598,098 千円、損益勘定留保資金 12,221,191 千円及び繰越利益剰余金処分額 1,059,114 千円で補てんするものとする。）。

取入		
第1款 資本的収入		6,549,220 千円
第1項 企業債		6,396,000 千円
第2項 出資金		15,884 千円
第3項 国庫補助金		137,333 千円
第4項 固定資産売却代金		1 千円
第5項 工事負担金		1 千円
第6項 その他資本収入		1 千円
支出		
第1款 資本的支出		21,427,623 千円
第1項 建設改良費		18,138,605 千円
第2項 企業債償還金		3,202,916 千円
第3項 水利負担金		45,383 千円
第4項 国庫補助金返還金		40,719 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額 (千円)
施設維持管理事業	令和8年度から令和9年度まで	1,799,424
建設改良事業	令和8年度から令和14年度まで	33,907,577

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設整備事業費充当のため	6,534,000 千円	国又は銀行その他から普通貸借の方法により借り入れ、財政又は事業の進捗の都合により、後年度に繰り下げる借り入れをすることができる。	年6.0%以内	借り入れの翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更があるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては定額以上を償還し、又は前記利率の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,489,524 千円

(2) 交際費 187 千円

(構成団体からの補助金)

第10条 水道水源施設等建設事業割賦負担金利息及び児童手当の一部に充当するため、構成団体から補助を受ける金額は、14,853 千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繼越利益剰余金のうち 1,059,114 千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、1,207,115 千円と定める。

令和8年2月17日 提出

阪神水道企業団

企業長 吉田延雄

予 算 に 関 す る 説 明 書

1. 令和8年度阪神水道企業団水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

(収入)		(単位 千円)		
款	項	目	予定額	備考
1. 水道事業収益			22,070,085	
	1. 営業収益		20,377,652	
		1. 分賦金	19,730,385	給水量に対する分賦金
		2. 受託工事収益	478,464	他団体負担による工事に伴う受託工事収益
		3. その他営業収益	168,803	明石市への送水業務に係る業務委託費（明石市負担分）等
	2. 営業外収益		1,692,432	
		1. 受取利息	67,537	銀行預金利息等
		2. 補助金	14,854	地方公営企業繰出基準による構成団体からの補助金
		3. 長期前受金戻入	879,644	補助金等により取得し、又は改良した資産（償却資産に限る。）の償却に伴い収益化する額
		4. 消費税及び地方消費税還付金	584,746	
		5. 雜収益	145,651	使用料及びその他雑収益
	3. 特別利益		1	
		1. 固定資産売却益	1	

(支 出)

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 水道事業費用			19,312,635	
	1. 営業費用		18,605,698	
		1. 原水費	1,747,999	原水の取水導水に係る設備の維持及び作業に要する費用
		2. 凈水費	3,964,729	原水のろ過滅菌設備等の維持及び作業に要する費用
		3. 配水費	3,600,295	浄水の送配水に係る設備の維持及び作業に要する費用
		4. 受託工事費	478,464	他団体負担による工事に伴う受託工事費
		5. 総係費	1,645,915	事業活動の全般に関連する費用
		6. 議会費及び監査費	16,803	議会及び監査関係に要する費用
		7. 減価償却費	6,961,218	償却資産に対する減価償却費
		8. 資産減耗費	190,275	固定資産除却費及びたな卸資産減耗費
	2. 営業外費用		701,932	
		1. 支払利息及び企業債取扱諸費	683,647	企業債利息及び割賦負担金利息等
		2. 雑支出	18,285	その他雑支出等
	3. 特別損失		5	
		1. 固定資産売却損	1	
		2. 固定資産除却損失	1	
		3. 減損損失	1	
		4. 災害による損失	1	
		5. その他特別損失	1	
	4. 予備費		5,000	
		1. 予備費	5,000	

資本的収入及び支出

(収入)		(単位 千円)		
款	項	目	予定額	備考
1. 資本的収入			6,549,220	
	1. 企業債		6,396,000	
		1. 企業債	6,396,000	施設整備事業充当債
	2. 出資金		15,884	
		1. 出資金	15,884	地方公営企業繰出基準による構成団体からの出資金
	3. 国庫補助金		137,333	
		1. 国庫補助金	137,333	導送配水管路整備事業等に係る国庫補助金
	4. 固定資産売却代金		1	
		1. 固定資産売却代金	1	
	5. 工事負担金		1	
		1. 工事負担金	1	
	6. その他資本収入		1	
		1. その他資本収入	1	

(支 出)

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 資本的支出			21,427,623	
	1. 建設改良費		18,138,605	
		1. 水道改良費	17,729,440	設備改良費及び固定資産購入費
		2. 事務費	409,165	職員給与費及び諸経費
	2. 企業債償還金		3,202,916	
		1. 企業債償還金	3,202,916	企業債の元金償還金
	3. 水利負担金		45,383	
		1. 水利負担金	45,383	日吉ダム建設事業割賦負担金
	4. 国庫補助金返還金		40,719	
		1. 国庫補助金返還金	40,719	国庫補助金に係る消費税及び地方消費税返還相当額

2. 令和8年度阪神水道企業団水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
 (令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	1,060,235
減価償却費	6,961,218
固定資産除却費	190,265
退職給付引当金の増減額（△は減少）	86,238
賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 29,269
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	△ 5,434
長期前受金戻入	△ 879,644
受取利息	△ 67,537
支払利息及び企業債取扱諸費	683,647
その他	10
小計	7,999,729
受取利息	67,537
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 683,647
業務活動によるキャッシュ・フロー	7,383,619

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 16,525,500
無形固定資産の取得による支出	△ 45,383
有形固定資産の売却による収入	1
補助金等による収入	137,335
補助金の返還による支出	△ 40,719
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 16,474,266

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	6,396,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,202,916
構成団体からの出資による収入	15,884
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,208,968

資金増加額（又は減少額）	△ 5,881,679
資金期首残高	13,454,388
資金期末残高	7,572,709

3. 給与費明細書

1. 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費(千円)	合計(千円)
	特別職(人)	一般職(人)	報酬(千円)	給料(千円)	手当等(千円)	計(千円)		
本年度		(7) 231	59,547	1,044,911	972,978	2,077,436	412,088	2,489,524
前年度		(10) 231	49,141	1,023,143	911,626	1,983,910	400,384	2,384,294
比較		(△3) 0	10,406	21,768	61,352	93,526	11,704	105,230

(注1) ()内は、短時間再任用職員の職員数(外数)である。

手当等の内訳													
区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	通勤手当等 (千円)	退職給付費 (千円)
本年度	31,896	134,627	20,355	5,939	47,028	8,988	1	624	648	515,547	47,230	50,814	109,281
前年度	32,015	132,073	19,764	5,939	45,422	8,753	1	624	648	491,396	47,631	46,500	80,860
比較	△ 119	2,554	591	0	1,606	235	0	0	0	24,151	△ 401	4,314	28,421

(注2) 当事業年度において、期末勤勉手当として支給するため、賞与引当金159,773千円を取り崩すこととしている。

(注3) 当事業年度において、期末勤勉手当に係る法定福利費として支出するため、法定福利費引当金32,553千円を取り崩すこととしている。

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明			備考	
給料	21,768	昇給に伴う増加分	13,048				平均昇給率 1.47%	
		その他の増減分	8,720				給与改定による増等	
手当等	61,352	制度改革に伴う増減分	4,195	扶養手当△ 119 千円 通勤手当等 4,314 千円				支給単価の変更による減 支給単価の変更による増
		その他の増減分	57,157	地域手当 2,554 千円 住居手当 591 千円 時間外勤務手当 1,606 千円 夜間勤務手当 235 千円 期末勤勉手当 24,151 千円 管理職手当 △ 401 千円 退職給付費 28,421 千円				

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区分	全職種	事務職	技術職
令和8年1月1日現在	平均給料月額(円)	347,776	358,239
	平均給与月額(円)	421,748	442,975
	平均年齢(歳・月)	46.10	48.11
令和7年1月1日現在	平均給料月額(円)	333,974	355,603
	平均給与月額(円)	406,508	440,969
	平均年齢(歳・月)	46.09	49.07
		45.09	45.09

(2) 初任給

区分	阪神水道企業団	主たる構成団体(神戸市)の制度	
	事務職・技術職(円)	企業一般職(円)	企業職(円)
高校卒	206,600	202,200	202,000
大学卒	233,800	236,900	—

(3) 級別職員数

	級	事務職		技術職		合計	
		職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
令和8年1月1日現在	1級	(0) 0	(—) —	(0) 0	(—) —	(0) 0	(—) —
	2級	(0) 5	(—) 8.8	(0) 29	(—) 16.6	(0) 34	(—) 14.7
	3級	(0) 9	(—) 15.8	(0) 36	(—) 20.6	(0) 45	(—) 19.4
	4級	(4) 16	(100.0) 28.0	(6) 67	(100.0) 38.3	(10) 83	(100.0) 35.8
	5級	(0) 18	(—) 31.6	(0) 27	(—) 15.4	(0) 45	(—) 19.4
	6級	(0) 7	(—) 12.3	(0) 14	(—) 8.0	(0) 21	(—) 9.0
	7級	(0) 2	(—) 3.5	(0) 2	(—) 1.1	(0) 4	(—) 1.7
	計	(4) 57	(100.0) 100.0	(6) 175	(100.0) 100.0	(10) 232	(100.0) 100.0
令和7年1月1日現在	1級	(0) 0	(—) —	(0) 0	(—) —	(0) 0	(—) —
	2級	(0) 5	(—) 8.7	(0) 30	(—) 17.2	(0) 35	(—) 15.1
	3級	(0) 7	(—) 12.3	(0) 32	(—) 18.3	(0) 39	(—) 16.8
	4級	(2) 18	(100.0) 31.6	(4) 71	(100.0) 40.6	(6) 89	(100.0) 38.4
	5級	(0) 18	(—) 31.6	(0) 27	(—) 15.4	(0) 45	(—) 19.4
	6級	(0) 7	(—) 12.3	(0) 13	(—) 7.4	(0) 20	(—) 8.6
	7級	(0) 2	(—) 3.5	(0) 2	(—) 1.1	(0) 4	(—) 1.7
	計	(2) 57	(100.0) 100.0	(4) 175	(100.0) 100.0	(6) 232	(100.0) 100.0

(注) ()内は、短時間再任用職員の職員数(外数)である。

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
事務職及び技術職	定型的な業務を行う職務	経験を必要とする業務を行う職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	主任の職務	室長、局長、係長及び主査の職務	課長、場長、所長、室長、局長、幹部、副場長及び副所長の職務	部長、次長、所長、局長及び参事の職務

(4) 特殊勤務手当

区分	全職種	事務職	技術職
給料総額に対する比率(%)	0.45	0.00	0.63
支給対象職員の比率(令和7年1月1日現在)(%)	16.1	0.0	21.6
支給対象職員一人当たり平均支給月額(円)	1,574	0	2,104
代表的な特殊勤務手当の名称	交替勤務手当、非常作業手当		

(5) 期末勤勉手当

区分	支給期別支給率(月分)		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月	12月			
本年度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.45) 4.65	有	
前年度	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.40) 4.60	有	
主たる構成団体 (神戸市)の制度	(1.200) 2.300	(1.250) 2.350	(2.45) 4.65	有	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給率である。

(6) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特別措置 (2%～20%加算)	
主たる構成団体 (神戸市)の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	

(7) その他の手当

区分	主たる構成団体 (神戸市)の制度 との異同	差 異 の 内 容			
		阪 神 水 道 企 業 团	主たる構成団体(神戸市)		
扶養手当	異なる	配偶者	支給なし	配偶者	支給なし
		子	13,000円	子	14,500円
		それ以外の扶養親族	6,500円	それ以外の扶養親族	6,500円
		16歳の年度始め～22歳の年度末までの子 加算	5,000円	16歳の年度始め～22歳の年度末までの子 加算	5,000円
地域手当	同じ	12%		(差異なし)	
住居手当	異なる	持家	支給なし	持家	市内 4,000円
		借家 家賃の額に応じ最高支給限度額	28,000円	借家	市外 支給なし
					市内 19,000円
					市外 15,000円
		要件該当空き家居住の場合、市内持家 月額10,000円、市内借家 月額15,000円を加算			
通勤手当	同じ	最高支給限度額	150,000円	(差異なし)	

4. 債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額 (千円)	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 间	金 额 (千円)	期 间	金 额 (千円)	国庫補助金 (千円)	構成団体から の繰 出 金 (千円)	企 業 債 (千円)	そ の 他 (千円)
日吉ダム建設事業割賦負担金（二次精算）	1,763,668	平成19年度から 令和7年度まで	841,635	令和8年度から 令和18年度まで	922,033	—	194,457	—	727,576
送水管更新工事その2	11,448,030	令和3年度から 令和7年度まで	7,536,825	令和8年度	3,911,205	99,373	—	1,738,000	2,073,832
猪名川浄水場改修工事その3	4,787,195	令和4年度から 令和7年度まで	2,552,300	令和8年度	2,234,895	34,891	—	1,501,000	699,004
猪名川浄水場Ⅱ系オゾン設備取替工事	2,654,300	令和5年度から 令和7年度まで	215,600	令和8年度	2,438,700	—	—	2,252,000	186,700
猪名川浄水場改修工事その3（機械電気設備）	1,688,500	令和5年度から 令和7年度まで	249,700	令和8年度から 令和9年度まで	1,438,800	—	—	—	1,438,800
甲東ポンプ場受配電設備取替工事及び受電棟築造工事	2,040,500	令和5年度から 令和7年度まで	16,709	令和8年度	2,023,791	—	—	—	2,023,791
尼崎浄水場配水ポンプ設備取替工事	1,352,780	令和5年度から 令和7年度まで	300,923	令和8年度	1,051,857	—	—	—	1,051,857
送水管更新工事その3	4,086,500	令和5年度から 令和7年度まで	3,153,322	令和8年度	933,178	—	—	11,000	922,178
保安警備業務委託	256,924	令和5年度から 令和7年度まで	107,643	令和8年度から 令和9年度まで	149,281	—	—	—	149,281
取水場運転管理業務委託	642,448	令和5年度から 令和7年度まで	313,236	令和8年度から 令和9年度まで	329,212	—	—	—	329,212
浄水場運転管理業務委託	639,748	令和5年度から 令和7年度まで	312,444	令和8年度から 令和9年度まで	327,304	—	—	—	327,304
Ⅱ系オゾン設備保守業務委託	1,320,000	令和5年度から 令和7年度まで	0	令和8年度から 令和33年度まで	1,320,000	—	—	—	1,320,000
構造物等整備事業(令和6年度)	38,500	令和6年度から 令和7年度まで	27,032	令和8年度から 令和9年度まで	11,468	—	—	—	11,468
設備整備事業(令和6年度)	14,774,034	令和6年度から 令和7年度まで	3,052,112	令和8年度から 令和9年度まで	11,721,922	—	—	—	11,721,922
施設維持管理事業(令和7年度)	2,701,558	令和7年度	211,100	令和8年度から 令和24年度まで	2,490,458	—	—	—	2,490,458
管路整備事業(令和7年度)	239,800	令和7年度	239,800	令和8年度から 令和14年度まで	0	—	—	—	—
構造物等整備事業(令和7年度)	2,392,155	令和7年度	593,003	令和8年度から 令和10年度まで	1,799,152	—	—	152,000	1,647,152
設備整備事業(令和7年度)	9,960,489	令和7年度	635,305	令和8年度から 令和10年度まで	9,325,184	—	—	—	9,325,184
施設維持管理事業(令和8年度)	1,799,424	—	—	令和8年度から 令和9年度まで	1,799,424	—	—	—	1,799,424
建設改良事業(令和8年度)	33,907,577	—	—	令和8年度から 令和14年度まで	33,907,577	3,068	—	24,956,000	8,948,509

5. 令和8年度阪神水道企業団水道事業予定貸借対照表
(令和9年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ. 土 地	7,935,577
ロ. 建 物	21,175,442
減価償却累計額	△ 12,606,597
ハ. 構 築 物	180,630,843
減価償却累計額	△ 102,082,348
二. 機 械 及 び 装 置	96,370,912
減価償却累計額	△ 71,693,022
ホ. 車両運搬具	62,609
減価償却累計額	△ 42,167
ヘ. 器 具 備 品	1,065,268
減価償却累計額	△ 717,065
ト. 建 設 仮 勘 定	24,140,200
有形固定資産合計	144,239,652

(2) 無形固定資産

イ. 水 利 権	6,631,739
ロ. 電 話 加 入 権	1,082
無形固定資産合計	6,632,821

(3) 投資その他の資産

イ. 投 資 有 価 証 券	500,000
ロ. 出 資 金	69,856
投資その他の資産合計	569,856

固 定 資 産 合 計

2. 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

7,572,709

(2) 貯 藏 品

132,836

流 動 資 産 合 計

7,705,545

資 産 合 計

159,147,874

負 債 の 部

3. 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ. 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

31,501,625

企 業 債 合 計

31,501,625

(2) 引 当 金

イ. 退職給付引当金

2,542,990

引 当 金 合 計

2,542,990

固 定 負 債 合 計

34,044,615

4. 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ. 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

3,088,896

企 業 債 合 計

3,088,896

(2) 引 当 金

イ. 賞 与 引 当 金

159,409

ロ. 法定福利費引当金

33,023

引 当 金 合 計

192,432

流 動 負 債 合 計

3,281,328

5. 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

59,186,642

収 益 化 累 計 額

△ 38,661,689

繰 延 収 益 合 計

20,524,953

負 債 合 計

57,850,896

資 本 の 部

6. 資 本 金		93, 208, 483
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ. 補 助 金	2, 033, 213	
ロ. 受贈財産評価額	43	
ハ. 工 事 負 担 金	218, 497	
ニ. そ の 他 資 本 剰 余 金	<u>231, 487</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		2, 483, 240
(2) 利 益 剰 余 金		
イ. 利 益 積 立 金	979, 683	
ロ. 当 年 度 未 处 分 利 益 剰 余 金	<u>4, 625, 572</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>5, 605, 255</u>
剩 余 金 合 計		<u>8, 088, 495</u>
資 本 合 計		<u>101, 296, 978</u>
負 債 資 本 合 計		<u>159, 147, 874</u>

6. 注記（令和8年度）

I. 重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 債却原価法

2 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

ア 減価償却の方法

定額法

イ 主な耐用年数

建物	15年～50年
構築物	10年～60年
機械及び装置	5年～20年
車両運搬具	4年～6年
器具備品	5年～15年

(2) 無形固定資産

ア 減価償却の方法

定額法

イ 主な耐用年数

水利権	20年
施設利用権	15年～20年
ソフトウェア	5年

4 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支払に備えるため、当事業年度末における支払見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。ただし、仕入控除対象外消費税及び地方消費税は、営業外費用として処理している。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書に関する注記

当事業年度において、重要な非資金取引はないため、記載を省略している。

III. セグメント情報の開示

水道事業のみを運営している単一セグメントであるため、記載を省略している。

IV. 減損損失

1 グルーピングの方法

(1) 水道事業に使用している固定資産

水道事業に使用している固定資産は、その全てが一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を1つの資産グループとしている。

(2) その他の固定資産

それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としている。

2 減損の兆候について

当事業年度において、1のグルーピングをもとに、以下の遊休資産について減損の兆候を認識した。

用途	資産の種類	場所
普通財産	土地	兵庫県神戸市灘区五毛通1丁目
普通財産	土地及び建物	兵庫県神戸市東灘区住吉山手5丁目

3 減損損失の認識及び測定について

当事業年度において、上記資産について、減損の認識の判定を行った結果、すべての資産において回収可能価額が帳簿価額を上回るため、減損損失を認識していない。なお、回収可能価額の算定方法は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による鑑定評価額等を参考に合理的に算定した価額によっている。

V. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が 3 百万円未満の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

VI. その他

1 退職給付引当金の取崩し

当事業年度において、退職手当として支給するため、退職給付引当金 23,043 千円を取り崩すこととしている。

2 賞与引当金の取崩し

当事業年度において、期末・勤勉手当として支給するため、賞与引当金 159,773 千円を取り崩すこととしている。

3 法定福利費引当金の取崩し

当事業年度において、期末・勤勉手当に係る法定福利費として支出するため、法定福利費引当金 32,553 千円を取り崩すこととしている。

7. 令和7年度阪神水道企業団水道事業予定損益計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

1. 営業収益			
(1) 分賦金	17,967,244		
(2) 受託工事収益	279,477		
(3) その他営業収益	<u>120,458</u>	18,367,179	
2. 営業費用			
(1) 原水費	1,606,574		
(2) 浄水費	3,564,195		
(3) 配水費	3,476,326		
(4) 受託工事費	279,477		
(5) 総係費	1,676,269		
(6) 議会費及び監査費	16,859		
(7) 減価償却費	6,924,539		
(8) 資産減耗費	<u>345,814</u>	17,890,053	
営業利益			477,126
3. 営業外収益			
(1) 受取利息	38,045		
(2) 補助金	17,207		
(3) 長期前受金戻入	947,206		
(4) 雑収益	<u>140,030</u>	1,142,488	
4. 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	539,152		
(2) 雑支出	<u>16,344</u>	555,496	<u>586,992</u>
経常利益			1,064,118
5. 特別利益			
(1) 固定資産売却益	1		
(2) その他特別利益	<u>374,405</u>	374,406	
6. 特別損失			
(1) 固定資産売却損	1		
(2) 固定資産除却損失	1		
(3) 減損損失	1		
(4) 災害による損失	1		
(5) その他特別損失	<u>374,406</u>	374,410	<u>△ 5,004</u>
7. 予備費	<u>5,000</u>	<u>5,000</u>	<u>1,059,114</u>
当年度純利益			
その他未処分利益			2,506,223
剩余金変動額			<u>3,565,337</u>
当年度未処分利益剩余金			

8. 令和7年度阪神水道企業団水道事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ. 土 地	7,935,579
ロ. 建 物	21,175,443
減価償却累計額	△ 12,051,358
ハ. 構 築 物	174,580,236
減価償却累計額	△ 99,450,501
二. 機 械 及 び 装 置	92,997,617
減価償却累計額	△ 72,130,179
ホ. 車両運搬具	64,704
減価償却累計額	△ 41,604
ヘ. 器 具 備 品	1,065,748
減価償却累計額	△ 664,020
ト. 建 設 仮 勘 定	401,728
有形固定資産合計	19,862,871

133,344,536

(2) 無形固定資産

イ. 水 利 権	8,072,648
ロ. 電 話 加 入 権	1,082
無形固定資産合計	8,073,730

(3) 投資その他の資産

イ. 投資有価証券	500,000
ロ. 出 資 金	69,856
投資その他の資産合計	569,856

141,988,122

2. 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

13,454,388

(2) 貯 藏 品

132,846

流動資産合計

13,587,234

資 産 合 計

155,575,356

負 債 の 部

3. 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ. 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

28,185,790

企 業 債 合 計

28,185,790

(2) 引 当 金

イ. 退職給付引当金

2,456,752

引 当 金 合 計

2,456,752

固 定 負 債 合 計

30,642,542

4. 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ. 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

3,211,647

企 業 債 合 計

3,211,647

(2) 引 当 金

イ. 賞 与 引 当 金

159,773

ロ. 法定福利費引当金

32,553

引 当 金 合 計

192,326

流 動 負 債 合 計

3,403,973

5. 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

59,336,435

収 益 化 累 計 額

△ 38,028,452

繰 延 収 益 合 計

21,307,983

負 債 合 計

55,354,498

資 本 の 部

6. 資 本 金		93,192,599
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ. 補 助 金	2,033,213	
ロ. 受贈財産評価額	43	
ハ. 工 事 負 担 金	218,497	
ニ. そ の 他 資 本 剰 余 金	<u>231,486</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		2,483,239
(2) 利 益 剰 余 金		
イ. 利 益 積 立 金	979,683	
ロ. 当 年 度 未 处 分 利 益 剰 余 金	<u>3,565,337</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>4,545,020</u>
剩 余 金 合 計		<u>7,028,259</u>
資 本 合 計		<u>100,220,858</u>
負 債 資 本 合 計		<u>155,575,356</u>

9. 注記（令和7年度）

I. 重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 債却原価法

2 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

ア 減価償却の方法

定額法

イ 主な耐用年数

建物	15年～50年
構築物	10年～60年
機械及び装置	5年～20年
車両運搬具	4年～6年
器具備品	5年～15年

(2) 無形固定資産

ア 減価償却の方法

定額法

イ 主な耐用年数

水利権	20年
施設利用権	15年～20年
ソフトウェア	5年

4 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支払に備えるため、当事業年度末における支払見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。ただし、仕入控除対象外消費税及び地方消費税は、営業外費用として処理している。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書に関する注記

当事業年度において、重要な非資金取引はないため、記載を省略している。

III. セグメント情報の開示

水道事業のみを運営している単一セグメントであるため、記載を省略している。

IV. 減損損失

1 グルーピングの方法

(1) 水道事業に使用している固定資産

水道事業に使用している固定資産は、その全てが一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を1つの資産グループとしている。

(2) その他の固定資産

それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としている。

2 減損の兆候について

当事業年度において、1のグルーピングをもとに、以下の遊休資産について減損の兆候を認識した。

用途	資産の種類	場所
普通財産	土地	兵庫県神戸市灘区五毛通1丁目
普通財産	土地及び建物	兵庫県神戸市東灘区住吉山手5丁目

3 減損損失の認識及び測定について

当事業年度において、上記資産について、減損の認識の判定を行った結果、すべての資産において回収可能価額が帳簿価額を上回るため、減損損失を認識していない。なお、回収可能価額の算定方法は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による鑑定評価額等を参考に合理的に算定した価額によっている。

V. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が 3 百万円未満の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

VI. その他

1 賞与引当金の取崩し

当事業年度において、期末・勤勉手当として支給するため、賞与引当金 152,539 千円を取り崩すこととしている。

2 法定福利費引当金の取崩し

当事業年度において、期末・勤勉手当に係る法定福利費として支出するため、法定福利費引当金 30,494 千円を取り崩すこととしている。